

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、子育て支援に係る事業を実施している<u>私立の幼稚園</u>及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 補助対象事業は、学校法人立の幼稚園等が、園児を園内で預かることを原則として年間を通じて継続的に実施している次に掲げる預かり保育事業及び地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する事業とし、補助対象経費は、事業年度において当該事業に要した経費とする。ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p> <p>第4条 交付する補助金額及び算定方式は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を<u>補助事業の終了の翌年度から起算して5年間</u>保管しておかなければならないこと。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を<u>県</u>に納付しな</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、子育て支援に係る事業を実施している幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 補助対象事業は、学校法人立の幼稚園等が、園児を園内で預かることを原則として年間を通じて継続的に実施している次に掲げる預かり保育事業及び、<u>地域</u>における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する事業とし、補助対象経費は、事業年度において当該事業に要した経費とする。ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p> <p>第4条 交付する補助金額及び算定方式は、<u>別紙</u>のとおりとする。</p> <p>第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を<u>事業完了後5年間</u>保管しておかなければならないこと。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を<u>件</u>に納付しな</p>

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>なければならないこと。</p> <p><u>(9)</u> 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p><u>(10)</u> 県税の滞納がないこと。</p> <p><u>(11)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認めて別に付する条件</p> <p>2 前項第1号又は第3号の規定により承認を受けようとするときは、<u>別記第2号様式</u>による（変更・中止・廃止）承認申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、<u>別記第3号様式</u>によるものとし、事業完了後1ヶ月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>	<p>ばならないこと。</p> <p><u>(9)</u> 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、<u>県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</u></p> <p><u>(10)</u> 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p><u>(11)</u> 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p><u>(12)</u> 県税の滞納がないこと。</p> <p><u>(13)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認めて別に付する条件</p> <p>2 前項第1号又は第3号の規定により承認を受けようとするときは、<u>別記第3号様式</u>による（変更・中止・廃止）承認申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、<u>別記第2号様式</u>とし、事業完了後1ヶ月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、<u>原則として</u>開示を行うものとする。</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>（附 則）</p> <p>1 この要綱は、平成 18 年 4 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 33 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、<u>第 7 条、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条の規定は同日以降もその効力を有する。</u></p> <p><u>（附 則）</u></p> <p><u>この要綱は、令和 2 年 1 月 23 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に<u>規定する非開示項目以外の項目は</u>、開示を行うものとする。</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>（附 則）</p> <p>1 この要綱は、平成 18 年 4 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 33 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、<u>第 8 条から第 11 条までの規定は同日以降もその効力を有する。</u></p>



高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新			旧																				
		<p>※1 略</p> <p>2 「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助申請を行う当該年度の6月及び10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を、当該日数を合計した数で除した数（小数点以下切り捨て）とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、当該預かり保育担当者数及び当該日数は控除すること。</p>			<p>※1 略</p> <p>2 「1日平均の預かり保育担当教員数」とは、補助申請を行う当該年度の6月及び10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を、当該日数を合計した数で除した数（小数点以下切り捨て）とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、当該預かり保育担当者数及び当該日数は控除すること。</p>																		
②	<p>幼稚園等の休業日において園児を幼稚園等内で過ごさせる「休業日預かり保育」を継続的に実施する幼稚園等であること。</p>	<p>補助対象経費は、幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、報償費、需用費、役務費、使用料）とする。ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p> <p>補助金額は、基礎単価と加算単価を合計して得た額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い方の額とし、千円未満は切り捨てとする。</p> <p>○基礎単価 略</p> <p>○加算単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア 長期休業日</th> <th>イ 休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均の預かり保育担当者数が2人</td> <td><u>280,000円</u></td> <td><u>400,000円</u></td> </tr> <tr> <td>1日平均の預かり保育担当者数が3人以上</td> <td><u>520,000円</u></td> <td><u>740,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		ア 長期休業日	イ 休業日	1日平均の預かり保育担当者数が2人	<u>280,000円</u>	<u>400,000円</u>	1日平均の預かり保育担当者数が3人以上	<u>520,000円</u>	<u>740,000円</u>	②	<p>幼稚園等の休業日において園児を幼稚園等内で過ごさせる「休業日預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園等であること。</p>	<p>補助対象経費は、<u>私立幼稚園等</u>が補助事業の実施に要した経費（人件費、報償費、需用費、役務費、使用料）とする。ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p> <p>補助金額は、基礎単価と加算単価を合計して得た額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い方の額とし、千円未満は切り捨てとする。</p> <p>○基礎単価 略</p> <p>○加算単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア 長期休業日</th> <th>イ 休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均の預かり保育担当者数が2人</td> <td><u>200,000円</u></td> <td><u>260,000円</u></td> </tr> <tr> <td>1日平均の預かり保育担当者数が3人以上</td> <td><u>380,000円</u></td> <td><u>540,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		ア 長期休業日	イ 休業日	1日平均の預かり保育担当者数が2人	<u>200,000円</u>	<u>260,000円</u>	1日平均の預かり保育担当者数が3人以上	<u>380,000円</u>	<u>540,000円</u>
	ア 長期休業日	イ 休業日																					
1日平均の預かり保育担当者数が2人	<u>280,000円</u>	<u>400,000円</u>																					
1日平均の預かり保育担当者数が3人以上	<u>520,000円</u>	<u>740,000円</u>																					
	ア 長期休業日	イ 休業日																					
1日平均の預かり保育担当者数が2人	<u>200,000円</u>	<u>260,000円</u>																					
1日平均の預かり保育担当者数が3人以上	<u>380,000円</u>	<u>540,000円</u>																					

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新			旧		
		<p>※ 「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助申請を行う当該年度の以下の期間における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を、当該日数を合計した数で除した数（小数点以下切り捨て）とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、当該預かり保育担当者数及び当該日数は控除すること。</p>			<p>※ 「1日平均の預かり保育担当教員数」とは、補助申請を行う当該年度の以下の期間における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を、当該日数を合計した数で除した数（小数点以下切り捨て）とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、当該預かり保育担当者数及び当該日数は控除すること。</p>

2 子育て支援事業

対象者（園）の要件	補助単価及び算定方式等		
<p>地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する幼稚園等であること。</p>	略		
	〔表1〕		
	対象事業 〔事業内容〕	対象経費	1園あたりの補助上限額
(1)～(4) 略	<p>幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、旅費、報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費）、使用料とする。</p> <p>ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p>	略	

別表第2 略

2 子育て支援事業

対象者（園）の要件	補助単価及び算定方式等		
<p>地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する私立幼稚園等であること。</p>	略		
	〔表1〕		
	対象事業 〔事業内容〕	対象経費	1園あたりの補助上限額
(1)～(4) 略	<p>私立幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、旅費、報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費）、使用料とする。</p> <p>ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</p>	略	

別表第2 略